



茨城県報

第 284 号

令和 4 年 (2022年) 2 月 28 日

月 曜 日

目 次

規 則

ページ

(教 育 委 員 会)

- 茨城県県立高等学校学則等の一部を改正する規則…………… 1
- 茨城県県立特別支援学校学則の一部を改正する規則…………… 2
- 茨城県立高等学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則…………… 2

告 示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による施術機関の指定 (2 件) (福祉指導課) …………… 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による施術機関の指定及び廃止 (福祉指導課) …………… 3
- 定款変更の認可 (2 件) (農村計画課) …………… 4
- 都市計画事業の認可 (道路建設課) …………… 4
- 道路の区域の変更 (3 件) (道路維持課) …………… 5

公 告

- 農地を利用する権利の設定の裁定 (農業経営課) …………… 6
- 地籍調査の成果認証 (農地整備課) …………… 7
- 公共測量の実施変更 (用地課) …………… 7
- 公共測量の終了 (用地課) …………… 8
- 令和 4 年二級建築士試験及び木造建築士試験の施行 (建築指導課) …………… 8
- 開発行為の工事完了 (3 件) (建築指導課) …………… 10

指 示

(茨城海区漁業調整委員会)

- 漁業法に基づく指示 (4 件) …………… 11

正 誤

- 令和 4 年 2 月 7 日付け茨城県報第 278 号中 …………… 29

規 則

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会規則第 1 号

茨城県県立高等学校学則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年 2 月 28 日

茨城県教育委員会教育長 小 泉 元 伸

茨城県県立高等学校学則等の一部を改正する規則

(茨城県県立高等学校学則の一部改正)

第 1 条 茨城県県立高等学校学則 (昭和 35 年茨城県教育委員会規則第 7 号) の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「保護者」を「保護者等 (未成年の生徒にあつては学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 16 条に規定する保護者, 成年に達した生徒にあつては当該生徒の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。)」に改める。

第 18 条 (見出しを含む。)、第 19 条、第 19 条の 2、第 19 条の 4、第 20 条、第 23 条、第 24 条、第 26 条及び第 35 条中「保護者」を「保護者等」に改める。

(茨城県県立中等教育学校学則の一部改正)

第 2 条 茨城県県立中等教育学校学則 (平成 19 年茨城県教育委員会規則第 9 号) の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「保護者」を「保護者等 (未成年の生徒にあつては学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 16 条に規定する保護者, 成年に達した生徒にあつては当該生徒の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。)」に改める。

第 18 条 (見出しを含む。)、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 26 条、第 27 条及び第 29 条中「保護者」を「保護者等」に改める。

付 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

茨城県教育委員会規則第 2 号

茨城県県立特別支援学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年 2 月 28 日

茨城県教育委員会教育長 小 泉 元 伸

茨城県県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

茨城県県立特別支援学校学則 (昭和 46 年茨城県教育委員会規則第 11 号) の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「保護者」を「保護者等 (未成年の児童等にあつては学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 16 条に規定する保護者 (以下「保護者」という。), 成年に達した生徒にあつては当該生徒の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。)」に改める。

第 16 条 (見出しを含む。)、第 17 条、第 18 条の 2、第 18 条の 4、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 25 条第 2 項、第 30 条第 1 項、様式第 5 号、様式第 6 号、様式第 8 号、様式第 9 号、様式第 11 号、様式第 12 号、様式第 13 号、様式第 14 号、様式第 15 号及び様式第 17 号中「保護者」を「保護者等」に改める。

付 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

茨城県教育委員会規則第 3 号

茨城県立高等学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則 (令和 3 年茨城県教育委員会規則第 1 号) の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 28 日

茨城県教育委員会教育長 小 泉 元 伸

茨城県立高等学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

第 2 条中「第 1 条に定める中学校、第 2 条に定める高等学校及び第 3 条に定める中等教育学校」を「第 1 条に定める中学校、第 2 条に定める高等学校、第 3 条に定める中等教育学校及び第 4 条に定める特別支援学校」に改める。

付 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

茨城県告示第205号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による施術機関について、次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

令和 4 年 2 月 28 日

茨城県知事 大井川 和彦

| 施術所名称 | 所在地 | 診療科目等 | 開設者 | 指定等年月日 | 区分 |
|-----------------------|---------------------------|-------|-------|-----------------|----|
| 1308 にしやま整骨院（西山明秀） | 笠間市八雲 1-6-21 八雲マンション102号室 | 柔道整復 | 西山 明秀 | 令和 4 年 1 月 18 日 | 指定 |

茨城県告示第206号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による施術機関について、次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

令和 4 年 2 月 28 日

茨城県知事 大井川 和彦

| 施術所名称 | 所在地 | 診療科目等 | 開設者 | 指定等年月日 | 区分 |
|-----------------------|--------------------|------------|-------|-----------------|----|
| 498 からだ元気治療院（小山良一） | 鹿嶋市鉢形台 1-12-1 2 階左 | あん摩マッサージ指圧 | 小山 良一 | 令和 4 年 1 月 21 日 | 指定 |
| 487 からだ元気治療院（小山良一） | 鹿嶋市鉢形台 1-12-1 2 階左 | はり・きゅう | 小山 良一 | 令和 4 年 1 月 21 日 | 指定 |

茨城県告示第207号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留

邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による施術機関について、次のとおり指定し、及び廃止の届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定に基づき告示する。

令和 4 年 2 月 28 日

茨城県知事 大井川 和彦

| 施術所名称 | 所在地 | 診療科目等 | 開設者 | 指定等年月日 | 区分 |
|-------------------------------|---------------------------------------|-------|-------|---------------------|----|
| 1309 堤整骨院（堤 淳子） | つくば市谷田部2999 | 柔道整復 | 堤 淳子 | 令和 4 年 1 月 19 日 | 指定 |
| 1310 木村整骨院（木村 有希） | 牛久市牛久町3157-46 | 柔道整復 | 木村 有希 | 令和 4 年 1 月 19 日 | 指定 |
| 1311 まつもと鍼灸接骨院（つくば）（田村 信悟） | つくば市吾妻 1-6-1 トナリエつくばスクエア「トナリエキュート」 1F | 柔道整復 | 田村 信悟 | 令和 4 年 1 月 19 日 | 指定 |
| 900 さかもと整骨院（坂本道彦） | 土浦市上高津917-1 | 柔道整復 | 坂本 道彦 | 令和 3 年 11 月 30 日 | 廃止 |
| 798 嶋崎整骨院（嶋崎 淑彦） | 東茨城郡城里町那珂西2426-8 | 柔道整復 | 嶋崎 淑彦 | 令和 3 年 12 月 31 日 | 廃止 |
| 581 木村整骨院（木村 晴信） | 牛久市牛久町3157-46 | 柔道整復 | 木村 晴信 | 令和 3 年 12 月 31 日 | 廃止 |
| 254 三和接骨院（染谷 稔） | 古河市東山田1596-2 | 柔道整復 | 染谷 稔 | 令和 3 年 12 月 31 日 | 廃止 |

茨城県告示第208号

牛久土地改良区から令和 3 年 9 月 27 日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により令和 4 年 2 月 21 日認可した。

令和 4 年 2 月 28 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第209号

高野土地改良区から令和 3 年 12 月 27 日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により令和 4 年 2 月 21 日認可した。

令和 4 年 2 月 28 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第210号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 1 項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第 62 条第 1 項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和 4 年 2 月 28 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 施行者の名称
結城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
下館・結城都市計画道路事業
3・4・18号 鹿窪・砂窪線
- 3 事業施行期間
令和4年2月28日から
令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
茨城県結城市大字結城字鷹部屋、字玉岡、字鉄砲町、字紺屋町及び字穀町地内
 - (2) 使用の部分
なし

茨城県告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和4年2月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
令和4年2月28日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 354号
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延 長 メートル | 摘 要 |
|---------------------------------------|----------|--------------------------|-------------|-------|
| つくば市上萱丸字瀬戸415番から つくば市谷田部字堀留201番2まで | 旧 (A) | 最大 44.2 | 268 | |
| | | 最小 21.3 | | |
| | (B) | 最大 44.2 最小 13.3 | 220 | |
| | 新 (B) | 最大 44.2 最小 21.3 | 268 | 迂回路撤去 |

茨城県告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和4年2月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
令和4年2月28日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 竜ヶ崎阿見線

3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 摘 要 |
|--|----------|---------------------|-------|--------|
| 牛久市正直町字上沖田536番 1 から 牛久市久野町2858番 4 まで | (A) 旧 | メートル | メートル | |
| | | 最大 30.0 最小 7.2 | 2,830 | |
| 牛久市正直町字大清水711番 3 地先から 牛久市島田町字鎌倉街道2838番 1 地先まで | (B) | 最大 77.7 最小 26.7 | 1,120 | |
| | | | | |
| 牛久市正直町字上沖田536番 1 から 牛久市久野町2858番 4 まで | (A) 新 | 最大 126.7 最小 7.2 | 2,830 | バイパス延伸 |
| | | | | |
| 牛久市正直町字大清水711番 3 地先から 牛久市久野町2858番 4 まで | (B+C) | 最大 192.8 最小 26.7 | 3,180 | |
| | | | | |

茨城県告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和4年2月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年2月28日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 東檜戸真瀬線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 摘 要 |
|--|----------|--------------------|-------|------|
| つくばみらい市陽光台四丁目138番から つくばみらい市富士見ヶ丘一丁目100番ま で | 旧 (A) | メートル | メートル | |
| | | 最大 47.4 最小 30.0 | 1,613 | |
| つくばみらい市陽光台四丁目138番から つくばみらい市富士見ヶ丘一丁目100番ま で | (A) 新 | 最大 47.4 最小 30.0 | 1,613 | 区域追加 |
| | | | | |
| つくばみらい市台字宝木山下2072番から つくば市真瀬字西原1513番80まで | (B) | 最大 36.4 最小 16.4 | 663 | |
| | | | | |

公 告

●農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により公告する。

令和4年2月28日

茨城県知事 大井川 和彦

1 農地の所在等

| 所在・地番 | 地目 | 面積 (㎡) |
|-----------------|----|--------|
| 銚田市青柳字大上1417番22 | 畑 | 933 |

2 農地を利用する権利の内容等

| 利用権の始期 | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|----------------|------|--------------|
| 令和 4 年 3 月 1 日 | 10年 | 117,550円 |

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人茨城県農林振興公社 理事長 藍原 伸夫
茨城県水戸市上国井町3118番地 1

4 農地の所有者等の情報

| 住 所 | 登記名義人 | 所有者に係る情報 |
|-------------|-------|------------|
| 銚田市青柳1464番地 | 柳田 ちゑ | 相続者が確知できない |

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに水戸地方法務局鹿嶋支局に補償金を供託すること。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は水戸地方法務局鹿嶋支局において、補償金の還付を受けることができる。

●地籍調査の成果認証

石岡市、筑西市の下記地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により認証した。

令和 4 年 2 月 28 日

茨城県知事 大井川 和 彦

| | |
|--------------|---|
| 調査を行った者の名称 | 石岡市、筑西市 |
| 成果の名称 | 地籍図及び地籍簿 |
| 調査を行った地域及び期間 | 石岡市府中五丁目、若松一丁目の各一部【府中Ⅱ地区】 令和元年5月30日から 令和2年3月31日まで 筑西市玉戸・一本松の各一部【玉戸Ⅵ地区】 令和元年5月20日から 令和2年3月31日まで |
| 認証年月日 | 令和4年2月16日 |

●公共測量の実施変更

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施（変更）する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 2 月 28 日

茨城県知事 大井川 和 彦

【変更前】

- 1 測量計画機関 国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所
- 2 作業種類 公共測量 (航空レーザ測量)
- 3 作業期間 令和 3 年 11 月 8 日から
令和 4 年 1 月 31 日まで
- 4 作業地域 茨城県小貝川・大谷川流域周辺

【変更後】

- 1 測量計画機関 国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所
- 2 作業種類 公共測量 (航空レーザ測量、数値撮影)
- 3 作業期間 令和 3 年 11 月 8 日から
令和 4 年 2 月 28 日まで
- 4 作業地域 茨城県小貝川・大谷川流域周辺

●公共測量の終了

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 5 条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第 39 条の規定において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 4 年 2 月 28 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 測量計画機関 境古河 I C 周辺地区土地区画整理組合
- 2 作業種類 公共測量 (基準点測量及び細部測量)
- 3 作業終了日 令和 3 年 12 月 28 日
- 4 作業地域 猿島郡境町 (一部)

●令和 4 年二級建築士試験及び木造建築士試験の施行

建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 13 条の規定により、令和 4 年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行する。

なお、試験に関する事務は、建築士法第 15 条の 6 第 1 項に規定する茨城県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和 4 年 2 月 28 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 二級建築士試験の試験日及び時間
 - (1) 「学科の試験」

令和 4 年 7 月 3 日 (日)

学科 I (建築計画) 及び 学科 II (建築法規) 10 : 10 ~ 13 : 10 (3 時間)

学科 III (建築構造) 及び 学科 IV (建築施工) 14 : 20 ~ 17 : 20 (3 時間)
 - (2) 「設計製図の試験」

令和 4 年 9 月 11 日 (日) 11 : 00 ~ 16 : 00 (5 時間)
- 2 木造建築士試験の試験日及び時間

(1) 「学科の試験」

令和 4 年 7 月 24 日 (日)

学科Ⅰ (建築計画) 及び 学科Ⅱ (建築法規) 10:10~13:10 (3 時間)

学科Ⅲ (建築構造) 及び 学科Ⅳ (建築施工) 14:20~17:20 (3 時間)

(2) 「設計製図の試験」

令和 4 年 10 月 9 日 (日) 11:00~16:00 (5 時間)

3 二級建築士試験の試験場

(1) 「学科の試験」

水戸啓明高等学校

水戸市千波町 464

(2) 「設計製図の試験」

水戸啓明高等学校

水戸市千波町 464

4 木造建築士試験の試験場

(1) 「学科の試験」

水戸啓明高等学校

水戸市千波町 464

(2) 「設計製図の試験」

水戸啓明高等学校

水戸市千波町 464

5 二級建築士試験及び木造建築士試験の受験申込手続

新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験申込を行うものとする。

(1) 受験申込受付期間及び時間

令和 4 年 4 月 1 日 (金) 午前 10 時から令和 4 年 4 月 14 日 (木) 午後 4 時まで

(2) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センター (以下、「センター」という。) のホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/> 以下同様。) において、必要な事項を入力し申込むこと。

なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合 (身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等) には、令和 4 年 4 月 6 日 (水) までにセンター本部に申し出ること。

6 二級建築士試験及び木造建築士試験の「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、令和 2 年又は令和 3 年の「学科の試験」に合格した者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、令和 2 年又は令和 3 年の試験 (他の都道府県知事が行ったものを含む。) の受験番号を入力して行うこと。

7 二級建築士試験及び木造建築士試験の受験票の交付等

受験票 (受験番号、試験場等を明記したもの。以下同様。) については、原則として、令和 4 年 6 月 17 日 (金) 頃から、受験有資格者にマイページ (インターネットによる受付において受験申込手続き完了後から利用できる受験者専用のページ) において交付する。

なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、令和 4 年 6 月 17 日 (金) 頃、受験有資格者に発送する。

8 二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者の発表及び合否の通知

令和 4 年 12 月 1 日 (木) (予定)。合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

なお、「学科の試験」については

二級建築士試験は、令和 4 年 8 月 23 日 (火) (予定)

木造建築士試験は、令和 4 年 9 月 6 日 (火) (予定) である。

9 二級建築士試験及び木造建築士試験の合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準をセンターのホームページ等に公表する。

10 その他

(1) 「設計製図の試験」の課題は、令和 4 年 6 月 8 日 (水) 頃からセンターのホームページにおいて公表する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

(3) 受験問合せ先

(公財) 建築技術教育普及センター本部・関東支部

二級・木造建築士試験専用ダイヤル 電話 050-3033-3822

(一社) 茨城県建築士会

電話 029-305-0329

◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和 4 年 2 月 28 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷市江戸崎字新宿下甲3267番1、甲3270番、甲3273番2、甲3275番、甲3278番6、字中浜甲4370番1、甲4371番1、甲4905番1、甲4905番3

2 事業主の住所及び氏名

東京都新宿区信濃町32番地

創価学会 代表役員 長谷川 重夫

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡美浦村大字木原字居継96番、97番、98番1

2 事業主の住所及び氏名

東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブナーイレブン・ジャパン

代表取締役 永松 文彦

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡五霞町大字冬木字新田231番1

2 事業主の住所及び氏名

猿島郡五霞町大字冬木190番地

知 久 平

指 示

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 2 号

ひらめ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第 1 項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 4 年 2 月 28 日

茨城海区漁業調整委員会

会長 高 濱 芳 明

- 茨城県海面において、全長30センチメートル未満のひらめを採捕してはならない。ただし、試験研究又は教育実習を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りでない。
- この指示の有効期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。
- この指示の定めるもののほか取扱いの細目については、ひらめの採捕に係る委員会指示取扱要領に定めるところによる。

ひらめの採捕に係る委員会指示取扱要領

令和 4 年 2 月 28 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 2 号による、全長 30 センチメートル未満のひらめの採捕に係る委員会指示に基づく承認に関する取扱いは次のとおりとする。

(申請書の提出)

- 1 全長 30 センチメートル未満のひらめ採捕承認を受けようとする者は、承認申請書 (様式第 1 号) を委員会に提出しなければならない。

(承認証の交付)

- 2 委員会が承認したときは、承認証 (様式第 2 号) を申請者に交付する。

(承認の条件)

- 3 承認の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 採捕にあたっては、委員会が交付した承認証を携帯しなければならない。
 - (2) 採捕の承認を受けた者は、採捕終了後速やかに採捕状況を委員会に報告しなければならない。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項 (氏名又は名称を除く) に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書 (様式第 3 号) を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

(承認証の再交付)

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書 (様式第 4 号) を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

様式第 1 号

ひらめ試験研究等採捕承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

㊟

(電話番号

)

委員会指示に基づく全長30センチメートル未満のひらめの採捕承認を受けたいので、下記のとおり申請いたします。

記

1 目 的

2 計画の概要

- (1)採捕場所
- (2)採捕期間
- (3)採捕数量
- (4)使用する漁具及び漁法
- (5)使用する船名
- (6)採捕に従事する者の住所及び氏名

3 添付書類

試験研究又は教育実習計画書、関係漁業協同組合の同意書等

様式第 2 号

| | |
|-------------------------|---------------------------|
| 茨調第 号 | ひらめ試験研究等採捕承認証 |
| 住 所 | |
| 氏名又は名称 | |
| 採 捕 場 所 | |
| 採 捕 数 量 | |
| 使用する漁具 及び漁法 | |
| 使用する船名 | |
| 採捕に従事する 者の住所 及び氏名 | |
| 承認有効期間 | |
| 令和 年 月 日 | 茨城海区漁業調整委員会 会長 高 濱 芳 明 |

様式第 3 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

㊟

ひらめ試験研究等採捕承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、書換交付を申請します。

記

1 変更事項

| 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|-----|-------|-------|
| | | |

2 書換えようとする理由

様式第 4 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

㊞

ひらめ試験研究等採捕承認証再交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

1 承認番号

2 船 名

3 亡失（き損）の理由

茨城海区漁業調整委員会指示第 3 号

はまぐりの保護及び資源管理型漁業の推進を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 4 年 2 月 28 日

茨城海区漁業調整委員会

会長 高 濱 芳 明

- 1 次の表の左欄に掲げる区域（以下「保護区域」という。）においては、はまぐりの採捕を禁止する。ただし、試験研究又は増養殖を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りではない。

| 保 護 区 域 | | 基 点 等 の 位 置 |
|--------------|---|---|
| 区 域 | | |
| 大洗 サンビーチ | イ、ウ及びエ の各点を順次に 結んだ線とア、 オ及び最大高潮 時海岸線によっ て囲まれた区域 | ア：大貫地区海岸突堤 イ：アの沖側突端部の点 ウ：AとBを結んだ線とイから104度（真方位）に引いた線との交点 エ：オの基部から280メートルの屈折点 オ：ヘッドランドNo40 A：漁業権漁場基点（以下基点という）第6号から30度35分（真方位）1,099 メートルの点を中心とする半径3,600メートルの円と基点第7号から110度 46分49秒（真方位）引いた線との交点 B：基点7号から161度32分17秒（真方位）640メートルの点 基点6号：大洗岬灯台（東茨城郡大洗町）の中心点 基点7号：東茨城郡大洗町大貫町字前原下256番地の66号に設置した標識 |
| 鹿島港 北側平井浜 | イ、ウ及びエ の各点を順次に 結んだ線とア、 オ及び最大高潮 時海岸線によっ て囲まれた区域 | ア：鹿島港海岸突堤（平井） イ：アの沖側突端部の点 ウ：北海浜第2地区防波堤東側突端部の点 エ：北海浜第2船だまり防波堤の基部の点 オ：北海浜側面護岸 |

- 2 この指示の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

- 3 この指示の定めるもののほか取扱いの細目については、保護区域におけるはまぐりの採捕に係る委員会指示取扱要領の定めるところによる。

保護区域におけるはまぐりの採捕に係る委員会指示取扱要領

令和 4 年 2 月 28 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 3 号による、はまぐりの採捕に係る委員会指示に基づく承認に関する取扱いは、次のとおりとする。

(申請書の提出)

- 1 保護区域におけるはまぐりの採捕の承認を受けようとする者は、承認申請書(様式第 1 号)を委員会に提出しなければならない。

(承認証の交付)

- 2 委員会が承認したときは、承認証(様式第 2 号)を申請者に交付する。

(承認の条件)

- 3 承認の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 採捕にあたっては、委員会が交付した承認証を携帯しなければならない。
 - (2) 採捕の承認を受けた者は、採捕終了後速やかに採捕状況を委員会に報告しなければならない。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項(氏名又は名称を除く)に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書(様式第 3 号)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

(承認証の再交付)

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書(様式第 4 号)を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

様式第 1 号

保護区域におけるはまぐり試験研究等採捕承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

㊟

(電話番号

)

委員会指示に基づく保護区域におけるはまぐりの採捕承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 目 的

2 採捕計画の概要

- (1)採捕場所
- (2)採捕期間
- (3)採捕数量
- (4)使用する漁具及び漁法
- (5)使用する船名
- (6)採捕に従事する者の住所及び氏名

3 添付書類

試験研究又は教育実習計画書、関係漁業協同組合の同意書等

様式第 2 号

| | |
|---------------------------------|--|
| 茨調第 号 保護区域におけるはまぐり試験研究等採捕承認証 | |
| 住 所 | |
| 氏名又は名称 | |
| 採 捕 場 所 | |
| 採 捕 数 量 | |
| 使用する漁具 及び漁法 | |
| 使用する船名 | |
| 採捕に従事する 者の住所 及び氏名 | |
| 承認有効期間 | |
| 令和 年 月 日 | |
| 茨城海区漁業調整委員会 会長 高 濱 芳 明 | |

様式第 3 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

㊟

保護区域におけるはまぐり試験研究等採捕承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、書換交付を申請します。

記

1 変更事項

| 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|-----|-------|-------|
| | | |

2 書換えようとする理由

様式第 4 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

㊟

保護区域におけるはまぐり試験研究等採捕承認証再交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

1 承認番号

2 船 名

3 亡失（き損）の理由

茨城海区漁業調整委員会指示第 4 号

さけ及びます資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 4 年 2 月 28 日

茨城海区漁業調整委員会

会長 高 濱 芳 明

- 1 茨城県海面において、次の表の左欄に掲げる河川の河口付近にあって、同表の右欄に掲げる区域においては、さけ又はますを採捕してはならない。ただし、試験研究又は教育実習を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りでない。

| 河 川 | 禁 止 区 域 |
|---------|--|
| 里 根 川 | 里根川大津橋中間点から半径900m以内 |
| 江 戸 上 川 | 里根川大津橋中間点から半径900m以内 |
| 関 根 川 | 関根川河口左岸導流堤突端から半径200m以内 |
| 花 貫 川 | 花貫川河口左岸導流堤突端から半径300m以内 |
| 十 王 川 | 十王川河口基点13号から半径200m以内 |
| 鮎 川 | 鮎川河口左岸コンクリート護岸とコンクリートブロック積護岸の境界点から半径250m以内 |
| 新 川 | 新川河口右岸導流堤突端から半径350m以内 |

- 2 この指示の有効期間は、令和 4 年 5 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までとする。
- 3 この指示の定めるもののほか取扱いの細目については、禁止区域におけるさけ及びますの採捕に係る委員会指示取扱要領に定めるところによる。

禁止区域におけるさけ及びますの採捕に係る委員会指示取扱要領

令和 4 年 2 月 28 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 4 号による、さけ及びますの採捕に係る委員会指示に基づく承認に関する取扱いは次のとおりとする。

(申請書の提出)

- 1 禁止区域におけるさけ及びますの採捕の承認を受けようとする者は、承認申請書(様式第 1 号)を委員会に提出しなければならない。

(承認証の交付)

- 2 委員会が承認したときは、承認証(様式第 2 号)を申請者に交付する。

(承認の条件)

- 3 承認の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 採捕にあたっては、委員会が交付した承認証を携帯しなければならない。
 - (2) 採捕の承認を受けた者は、採捕終了後速やかに採捕状況を委員会に報告しなければならない。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項(氏名又は名称を除く)に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書(様式第 3 号)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

(承認証の再交付)

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書(様式第 4 号)を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

様式第 1 号

禁止区域におけるさけ及びます試験研究等採捕承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

印

(電話番号

)

委員会指示に基づく禁止区域におけるさけ及びますの採捕承認を受けたいので、下記のとおり申請いたします。

記

1 目 的

2 計画の概要

- (1)採捕場所
- (2)採捕期間
- (3)採捕数量
- (4)使用する漁具及び漁法
- (5)使用する船名
- (6)採捕に従事する者の住所及び氏名

3 添付書類

試験研究又は教育実習計画書、関係漁業協同組合の同意書等

様式第 2 号

| | |
|-----------------------------------|--|
| 茨調第 号 禁止区域におけるさけ及びます試験研究等採捕承認証 | |
| 住 所 | |
| 氏名又は名称 | |
| 採 捕 場 所 | |
| 採 捕 数 量 | |
| 使用する漁具 及び漁法 | |
| 使用する船名 | |
| 採捕に従事する 者の住所 及び氏名 | |
| 承認有効期間 | |
| 令和 年 月 日 | |
| 茨城海区漁業調整委員会 | |
| 会長 高 濱 芳 明 | |

様式第 3 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

印

禁止区域におけるさけ及びます試験研究等採捕承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、書換交付を申請します。

記

1 変更事項

| 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|-----|-------|-------|
| | | |

2 書換えようとする理由

様式第 4 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

㊟

禁止区域におけるさけ及びます試験研究等採捕承認証再交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 船 名
- 3 亡失（き損）の理由

茨城海区漁業調整委員会指示第 5 号

ひらめ資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第 1 項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 4 年 2 月 28 日

茨城海区漁業調整委員会

会長 高 濱 芳 明

- 1 次の表の左欄に掲げる区域においては、同表右欄に掲げる期間は、ひらめの採捕を目的とした活き餌を用いた釣りをしてはならない。

| 区 域 | 禁 止 期 間 |
|-------------------------------------|-------------------|
| 北緯36度50分以上の茨城県海面 | 4 月 1 日から11月30日まで |
| 北緯36度32分以上から 北緯36度50分より南の間の茨城県海面 | 1 月 1 日から12月31日まで |
| 北緯36度00分以上から 北緯36度32分より南の間の茨城県海面 | 4 月 1 日から11月30日まで |
| 北緯35度52分以上から 北緯36度00分より南の間の茨城県海面 | 4 月 1 日から10月31日まで |
| 北緯35度52分より南の茨城県海面 | 4 月 1 日から11月30日まで |

- 2 遊漁船業を営む者は、乗客に対し、前項に掲げる区域及び期間においてひらめの採捕を目的とした活き餌を用いた釣りをさせてはならない。
- 3 この指示の有効期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

~~~~~

**正 誤**

令和 4 年 2 月 7 日付け茨城県報第278号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤            | 正             |
|-----|-------|--------------|---------------|
| 12  | 下から18 | 水戸市住吉町134番23 | 水戸市住吉町134番地13 |

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）  
（休日の場合は繰下発行）

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)